

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所
隠岐の島町湖原4
電話2-9712

学校支援計画を 振り返って

授業づくりに係る支援

今年度の申請に応じた学校訪問の回数は八十五回で、管理職や研究主任と面談をさせていただいたことで、実態やニーズに応じた支援につながる事ができました。また、多くの研究授業や研究協議に参加させていただいた中で、先生方が「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」を意識し、学習の主体を子供たちに注ぐ姿を見ることができました。研究協議では、主に学習指導要領を基に情報提供をしました。今後も、国や県の方針をお伝えしつつ、先生方の授業改善にとって有益な情報を提供していきます。

管內研究主任会を今年度も二回実施しました。参加者は、「主体的・対話的で深い学び」について熱心に講義を聞いたり、OJTを推進する方法を話し合ったりしていただきました。校内研究の推進者である研究主任の熱心な姿に嬉しくなりました。OJTのさらなる充実につながるよう、引き続き支援していきます。

生徒指導に係る支援

生徒指導に係る学校訪問では、教育委員会と連携したことで、学校経営方針や学校体制・取組の重点等を理解し、その後の継続した支援につながる事ができました。来年度も、派遣指導主事と連携し、実態の把握だけでなく、学校の組織的な生徒指導の取組が支援できる訪問にしたいと考えています。

不登校については、学校とできることを探りながら、子供たちとの関りを持ち続けていただいています。不登校の子供の状況はそれぞれ異なりますが、その子を支援するという共通の視点で保護者と長期目標、短期目標を設定することは共通して行っていたのだと思います。

特別支援教育に係る支援

今年度も二回の計画訪問を行いました。どの学校も支援の必要な児童生徒について、組織的に実態を把握し、指導・支援が行われています。しかし、支援の必要な児童生徒が増加していることで、特別支援教育コーディネーターや学級担任の負担感は大きくなっています。そこで、今年度は、校内支援体制の整備や関係機関との連携のための情報提供として、七月に管内の特別支援教育コーディネーター研修を行いました。

外部リソースとして隠岐養護学校の研修相談部の取組紹介、生徒指導との連携を図った短時間で行うケース会議「次へのヒントが見つかるケース会議」の提案を行いました。年に一回の研修のみでは、十分な情報提供はできませんでしたが、今後は、学校訪問を通じて、特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育支援専任教員、特別支援担当指導主事の役割を明確にし、学校が相談内容によって活用しやすい支援体制を整えていきたいと考えています。

わたしびね

教職員の皆様、三月は人事異動の時期です。今回異動対象となる方は特に、そうでない方にもぜひ知っておいて頂きたいことがあります。

隠岐教育事務所総務課では昨年度、「ライフイベント別各種手当一覧表」を作成しました。教職員の皆様のライフイベントに合わせて、必要な手続きや準備する書類等をまとめています。簡単なエクセルファイルですので、各校独自の項目等追記すれば、より使いやすいくようにバージョンアップできるのではございませんか。ご覧になったことのない方は、事務職員にお尋ねください。

一例をあげると、『自分が引越した』場合、どんな手当が該当になるのか、手当の申請にはどんな書類が必要かなどを表示できます。引越しをすると、住居手当、通勤手当、(へき地手当に準ずる

授業や環境づくり等について困られた時に、気軽に相談していただきたいと思います。

人事異動時には前述した手当以外にも必要となる書類が多々あります。特に注意していただきたいのが、赴任旅費で移転料の加算請求をする場合は引越業者の見積書が二件又は三件必要になる場合があること、手当では単身赴任手当の添付書類で「異動前の世帯全員の住民票」をとっておくこと、などです。

事務職員から、人事異動時期又は必要に応じて、皆様に手続等についてお知らせがあることと思いますが、この機会にぜひ、「ライフイベント別各種手当一覧表」を確認してみてください。事務職員の方が教えてくれるのを待つのではなく、あらかじめ知ることができるとおもいます。

最後に各手当等に共通する要注意事項です。各種手当申請等に添付する住民票は、【続柄を記載】し、【マイナンバーは非表示】のものを取り寄せてください。よろしくお願いたします。

(文責 柳楽)